

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1 農薬の空中散布に関する御意見		
1	<p>人や環境に大きな影響を与える農薬をドローンで空中散布することは危険であり、中止すべき。</p> <p>(同様の趣旨の御意見4件)</p>	<p>農薬は、空中散布されるものであっても、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づいて安全かつ適正に使用しなければなりません。我が国で使用される農薬は、各種の試験成績(急性毒性、長期毒性、遺伝毒性、発がん性、生殖毒性、神経毒性その他の毒性に関する試験成績、環境中における動態及び土壌への残留性に関する試験成績、水産動植物及び家畜(蜜蜂を含む)に対する影響に関する試験成績等)に基づき、安全性が評価され、その使用方法を定め、登録が行われています。</p> <p>また、農薬の安全使用については、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(以下「新ガイドライン」という。)において、農薬使用者が法令を遵守した安全かつ適切な農薬散布を実施できるよう、実施時に留意すべき事項等を規定し、その実施を指導してまいりたいと考えます。</p>
2 農業用ドローンの利活用の拡大に係る規制改革の議論に関する御意見		
1	<p>農薬の空中散布に使用するドローンと他のドローンでは、用途や必要な知識が異なることから、操縦者の認定に係る手続を国土交通省に一元化するの是不適当ではないか。</p>	<p>今後、ドローンの機体の性能確認、操縦者の技能認定(空中散布の操縦技量の習得を含む)等の航空安全に関する手続については、航空法(昭和27年法律第231号)に基づく飛行の許可・承認の審査を行う国土交通省において一元的に行われるため、引き続き、航空安全は確保されると考えます。</p> <p>また、農薬の安全使用については、新ガイドラインにおいて、農薬使用者が法令を遵守した安全かつ適切な農薬散布を実施できるよう、実施時に留意すべき事項等を規定し、その実施を指導してまいりたいと考えます。</p>
3 航空安全に関する御意見		
1	<p>現行の「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日付け27消安第4545号農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。)のように、今後もドローンによる空中散布に係る航空法の許可・承認の簡便な代行申請ができるよう措置して欲しい。</p> <p>(同様の趣旨の御意見2件)</p>	<p>ドローンによる空中散布を行う場合、登録認定等機関による代行申請の仕組みは無くなりますが、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(平成27年11月17日付け国空航第684号、国空機第923号。以下「審査要領」という。)においても、代表者が複数の申請者を取りまとめて国土交通省に申請する代行申請は可能であり、航空局ホームページに掲載されている機体や航空局標準マニュアルを活用されることで手続の簡略化を図ることは可能です。</p>
2	<p>ドローンによる農薬飛散や危被害の防止のためには、目視下で補助員を配置することが不可欠。特に、散布者が散布中に散布区域内への人や車両の侵入を管理できるか疑問。また、飛行及び農薬散布にプログラム制御の導入を図るべきである。</p>	<p>審査要領では、補助者の配置等の講ずべき安全対策が求められており、審査の際には当該体制が適切に設定されているかを確認の上で許可承認が行われています。また、農用地での無人航空機による空中散布における補助者の配置に代わる対策として、農林水産省開催の検討会における検討結果では、飛行する農地周辺に接近する可能性がある人や車両へのドローンの衝突リスクを回避するため緩衝区域を設定し、人や車両の侵入を管理すること及び自動操縦による飛行等を要件とすることとしています。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	夜間や傾斜地・高所など目視できない場合の農薬散布について、安全対策に関する具体的な記載がない。	審査要領では、夜間飛行、目視外飛行等の各飛行形態に応じた講ずべき安全対策が求められており、審査の際は当該安全対策が適切に設定されているかが確認された上で許可承認が行われています。
4	空中散布による作物残留農薬基準値超過等の農薬事故の発生を未然に防止するため、農薬取締法、食品衛生法等の知識や農薬適正散布の技能等の農薬の適正使用に関する知識を習得すべきことを明記すべき。  (同様の趣旨の御意見3件)	農薬の安全かつ適正な使用に関する知識の習得については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第27条において、農薬使用者は農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるよう努めるものとされており、その旨を新ガイドラインに記載いたします。 また、農薬の空中散布等の物件投下の飛行における操縦者の技量等の要件は、航空安全に関する事項であり、既に審査要領に示されています。
5	・操縦者の認定について、指導教官及び指導員は農薬散布未経験者となるべきではなく、一定以上の現場経験が必要と明記されるべき。 ・機体の不正利用や事故時の機体と所有者の特定を迅速に行うため、機体登録は今後も継続して行うべき。  (同様の趣旨の御意見2件)	これまで、技術指導指針等に基づき、登録認定等機関が機体の性能確認、操縦者の技能認定等の航空安全に関わる手続を行い、航空法における飛行の許可・承認の代行申請を行ってきました。しかし、今般の規制改革の議論において、これらの手続を登録認定等機関が行う法的根拠は明確ではなく、特に航空法上の義務を課したのではないと指摘があったことを踏まえ、技術指導指針を廃止することとしたものです。 このため、今後、ドローンの機体の性能確認、操縦者の技能認定等の航空安全に関する手続については、航空法に基づく飛行の許可承認を行う国土交通省において一元的に行われることとなります。
6	機体の整備不良による事故の可能性もあるので、機体の定期点検及び知識を持った整備士による機体の整備について記載するべき。	審査要領では、講ずべき安全対策として無人航空機の整備・点検が求められており、審査の際に当該体制が適切に設定されているかを確認の上で、許可承認が行われることとされています。
4 新ガイドラインの記載(全般)に関する御意見		
1	空中散布の実施者に分かりやすいように、無人マルチローター等の定義の記載、航空法用語との文言統一が必要。  (同様の趣旨の御意見3件)	御指摘を踏まえ、修正いたします。
5 新ガイドラインの記載(第1 趣旨)に関する御意見		
1	ドローンを含む無人航空機の農薬散布においては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の努力規定は義務規定として、違反すれば、罰則を科すべき。	無人航空機による農薬散布については、規制改革推進会議の議論を踏まえ、技術指導指針を廃止し、新たにガイドラインを制定することとしています。ガイドラインの他、関係通知に基づき、安全な空中散布が実施されるよう引き続き指導を行ってまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	農薬使用時に留意すべき事項について、J GAP、ASIA GAP、GLOBAL GAP等のGAP基準に相当する水準の詳細な新ガイドラインとすべき。	農薬使用上の留意事項については、その求められる状況、場面により様々な事項があるところ、個別の詳細な記述は困難であるため、新ガイドラインでは、GAP認定を取得する農業者のみならず全ての農薬使用者が遵守すべき基準を逸脱することなく、安全かつ適正に空中散布を実施する上で必要とされる取組を記載することとしています。
6 新ガイドラインの記載(第2-1-(1) 散布計画)に関する御意見		
1	ドローンの空中散布の計画について、今後、実施主体は散布計画を作成後、都道府県協議会や地区別協議会を通じて、都道府県、国に提出する必要があるのか。また、農薬散布の安全かつ適正な実施に資するため、都道府県協議会や地域協議会は廃止することなく継続すべき。 (同様の趣旨の御意見4件)	ドローンによる空中散布の計画の提出については、規制改革の議論を踏まえ、登録認定等機関による代行申請がなくなり、実務上必要ではなくなったこと等から、地上防除同様に、散布区域周辺への情報提供を行うよう指導することを前提に実施主体からの報告は求めないこととします。 なお、無人ヘリコプターによる農薬散布の際には、今後、都道府県・地区別協議会への提出に替え、都道府県担当部局に提出することとなります。なお、都道府県への報告手続の一部として、地域の関係者の合意の下、既存の協議会を活用されることは問題ないと考えております。
7 新ガイドラインの記載(第2-2 空中散布の実施に関する情報提供)に関する御意見		
1	ドローンによる農薬の空中散布についても、地上防除と同様に、蜜蜂、有機栽培、他作物への影響を回避するため、注意事項の追加や実施区域周辺への事前周知を指導すべき。また、散布情報をホームページ等により、公開することを義務付けるべき。 (同様の趣旨の御意見3件)	蜜蜂への被害軽減、有機栽培圃場等への農薬飛散防止についての注意事項及び養蜂家への事前周知については、御指摘を踏まえ追加いたします。 なお、実施区域周辺への事前周知については、新ガイドラインに規定し、引き続き、その実施を指導してまいります。実施方法については、実施区域周辺の状況により適切な周知方法は様々であるため、一律に規定することは適切ではないと考えております。
8 新ガイドラインの記載(第2-3 実施時に留意する事項)に関する御意見		
1	実施主体・散布者には、非散布地域に、農薬が飛散したり、大気汚染で、健康被害が発生しないよう万全を期するが義務づけられており、人や農作物、自然環境に被害を与えた場合はもちろん、散布情報の周知を怠った場合にも、ペナルティーを科し、以後、当該者の空中散布を禁止する必要がある。	農薬使用者は、農薬取締法第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令に基づき、人畜に危害を及ぼさないようにすることの責務を有するものとされています。農薬使用者が危被害を発生させたり、事前周知を怠らないように、引き続き、安全かつ適正な農薬の空中散布の実施を求めてまいります。
2	散布方法については、農薬の適正散布のためのホバリング時の散布、農薬の飛散防止のための圃場境界部の低速散布、飛行高度の制限、剤型ごとの散布方法の例示など、農薬散布区域周辺に配慮した飛行を行うよう記載すべき。	散布方法については、ホバリング時の散布方法、圃場境界部での減速散布等を含め、使用条件ごとの機体の最適な散布方法を取扱説明書等に記載することを新ガイドラインにおいて機体メーカーに求めています。また、農業現場では様々なほ場状況があるため、一律に新ガイドラインにおいて飛行経路の設定の基準を記載するのではなく、周辺影響を配慮した、飛行経路が設定されることが適当と考えます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	単位面積当たりの散布量と時間当たりの吐出量は密接に関係するので、安全散布のために散布装置の点検を年に1回以上実施すべき。	散布装置の点検については、様々な種類の散布装置があり、機能・性能が異なるため、一律の期限を記載することは適切ではないと考えます。
4	ミツパチや人への農薬飛散等の影響を回避する必要がある場合は、空中散布の実施主体が回避行動をとるよう記載すべき。	人への危被害の防止については、農薬の飛散防止対策等の着実な実施を求めてまいります。蜜蜂への農薬の影響回避については、農業者、養蜂家双方での農薬暴露を避けるための取組が重要と考えており、その取組が徹底されるよう指導してまいります。
5	散布機器の洗浄について記載が必要。 (同様の趣旨の御意見2件)	散布機器の洗浄については、御指摘を踏まえ、散布装置は十分に洗浄し、残液等は周辺に影響を与えないよう安全な処理を行う旨を新ガイドラインに記載します。
6	ドローンメーカーが散布方法の設定のために行う、農薬のドリフトや散布ムラに関する試験は、基本的な試験方法や判断基準を記載すべき。また、試験データの正当性を確保するため、第三者による評価や試験結果の公表が必要。 (同様の趣旨の御意見5件)	新ガイドラインでは、機体等メーカーに対し、落下分散性能の把握、農薬飛散状況の把握等の結果から、使用条件ごとの散布方法を設定し、使用者に提示するとともに、その根拠となった試験結果等を公表するよう求めることとしています。一方、落下分散性能の把握、農薬飛散状況の把握については、確立した試験方法がある訳ではなく、機体の機能・性能によりその設定の仕方も異なると考えられるところ、一律の試験方法並びに判断基準を示すことは困難です。
7	操縦者を補助する者の安全確保について、記載が必要。	補助者の安全確保について、御指摘を踏まえ、新ガイドラインに記載します。
9 新ガイドラインの記載(第3-1 事故の種類)に関する御意見		
1	農林水産省と国土交通省へ報告している事故報告を一元化し、「ドローン同士の衝突事故」、「不時着、架線や障害物への軽微な接触」、「不適切な散布による農薬飛散」、「環境・生態系への危被害」も事故として報告を義務付けるべき。	事故報告にあつては、その対象範囲や目的(国土交通省:航空法、農林水産省:農薬取締法)の違いにより、国土交通省と農林水産省でそれぞれ報告を求めています。新ガイドラインにおいては、その報告の趣旨を明記するとともに、報告漏れのないよう国土交通省への報告手続についても明記します。
2	・農薬の空中散布による事故や危被害については、第三者機関で発生原因を科学的に調査し、その結果を公表すべき。また、事故当事者の実施主体には、空中散布の禁止、操縦技能の認定証の剥奪などの罰則を科すべき。なお、罰則の後、農薬散布を再開する場合には再教育の受講を必要とするべき。 ・農薬の空中散布による被害の発生時は、原因究明と再発防止対策の実施を義務付けるべき。 (同様の趣旨の御意見2件)	農林水産省では、農薬の安全使用を推進する観点から農薬事故の把握に努めており、事故を発生させた実施主体に対し、事故原因についての調査を行い、その原因に応じた再発防止対策の実施を求めています。また、事故事例については、事故の再発防止及び未然防止のため、年度分の事故防止のポイントとしてその要点を整理し、事故概要を添えて、都道府県から関係者への指導を依頼しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
10 新ガイドラインの記載(第4 関係機関の役割)に関する御意見		
1	空中散布による事故発生時においては、住民の農業による健康への懸念に対応する上で、地元市町村の役割が重要であるため、市町村の役割を明記すべき。	ドローンでの農業散布における事故対応については、地域の状況に応じた適切な対応が求められ、市町村の役割についても地域によって必要性が異なると考えられることから、新ガイドラインに一律の記載はしていません。
2	新たに設置された「ドローン普及のための官民協議会」に、農業使用に関心をもつ、消費者、有機農業団体、環境保護団体等の意見が反映されるように、役割を明記すべき。	新ガイドラインは、ドローンによる農業の空中散布が、農業の安全使用の観点から、安全かつ適正に実施されるよう策定するものです。官民が連携し、ドローン利活用に関する関係者のニーズやシーズをくみ取りながら、農業用ドローンの普及拡大に向けた取組を推進するために設立された「農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会」での役割等を、記載することは考えておりません。
11 新ガイドラインの記載(別表)に関する御意見		
1	別表の記載について、地方空港事務所と管轄地域を国土交通省航空局と合致させ、連絡先を記載すること。  (同様の趣旨の御意見2件)	別表については、御指摘を踏まえ、管轄地域を修正するとともに連絡先を記載します。
12 パブリックコメントの実施に関する御意見		
1	2月10日～3月11日に実施された「ドローンの農業利用の拡大に向けた規制改革に係る関係通知の整備」に関するパブコメの結果が公表されないまま、本ガイドライン案についての意見を募集し、7月から実施予定としているのは、拙速すぎる。	平成31年2月10日から3月11日にかけて実施したパブリックコメントでは、ドローンの農業利用の拡大に向けた規制改革に係る関係通知の整備について意見・情報を募集いたしました。その結果、新たに策定する農業の空中散布に係る安全ガイドラインの記載に関するご意見を頂きましたので、令和元年5月9日から6月7日までの間に、無人マルチローターによる農業の空中散布に係る安全ガイドラインの制定についてのパブリックコメントを募集しました。